

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

1. 指定介護予防支援事業所の概要

| | | | |
|--------|----------------------------------|---------|--------------|
| センター名称 | 岐阜市地域包括支援センター島城西 | 指定事業所番号 | 2100100250 |
| 法人名 | 医療法人社団ともいき会 | | |
| 住所 | 岐阜市西島町2番11 | 電話 | 058-232-5088 |
| | | FAX | 058-232-5189 |
| 管理者 | 三輪 知広 | | |
| 営業日 | 月曜日から土曜日 但し祝日 12月29日から1月3日を除く | 営業時間 | 午前9時から午後5時まで |
| 職員体制 | 管理者(1名、兼務)・介護支援専門員1名以上 | | |

2. 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント(介護予防プラン作成等)を地域包括支援センターから受託する事業所

| | | | |
|------|--|------|--|
| 事業者名 | | | |
| 代表者 | | | |
| 住所 | | | |
| 担当者 | | 電話番号 | |

3. 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

| 介護予防支援の内容 | 提供方法 | 介護保険適用の有無 |
|-------------------|--|---------------------------|
| ①介護予防サービス・支援計画の作成 | 別紙の「介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等について」を参照してください。 | ①～⑦は、一連業務として介護保険の対象となります。 |
| ②サービス事業所との連絡調整 | | |
| ③サービス実施状況の把握、評価 | | |
| ④利用者状況の把握 | | |
| ⑤給付管理 | | |
| ⑥介護認定等の申請への援助 | | |
| ⑦相談業務 | | |

【注意事項】

※ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等で、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行する事になります。この証明書を岐阜市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

4. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

当センターの担当職員(または居宅介護支援事業所の介護支援専門員)が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、概ね3か月に1回となります。(サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回などが目安になります。)但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や、介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することが出来ます。

5. 秘密保持、個人情報保護について

① お客さま及びその家族に関する秘密の保持について

当センター又は受託事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の保護について

当センター又は、受託事業者及びサービス事業者は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

当センター又は、受託事業者及びサービス事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、又、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6. 虐待の防止について

当センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

② 成年後見制度の利用を支援します。

| |
|-------------|
| 虐待防止に関する責任者 |
|-------------|

| |
|-----------|
| 管理者 三輪 知広 |
|-----------|

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. ハラスメント対策

① 当センターは職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

② 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が当センターの職員に対して行う、下記の行為を禁止します。

- ・身体的暴力又は乱暴な言動(身体的な力を使って危害を及ぼす行為 怒鳴る 大声を発して威圧する など)
- ・精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 など)
- ・セクシャルハラスメント(職員の体を触る、手を握る 意に添わない性的誘いかけ 性的ないやがらせ行為 など)
- ・その他迷惑行為(過大な要求 ストーカー行為 個の侵害 など)

8. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③ センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

④ センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 業務継続に向けた取り組みについて

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情について

| | |
|---|--|
| 【地域包括支援センター窓口】 名称 岐阜市地域包括支援センター島城西 | 所在地 岐阜市西島町 2 番 11 担当者 三輪 知広 連絡先 TEL:058-232-5088 FAX :058-232-5189 |
| 【受託事業者窓口】 | 所在地 担当者 連絡先 TEL: FAX: |
| 【市町村窓口】 岐阜市役所 介護保険課 | 所在地 岐阜市司町 40 番地 1 連絡先 058-265-4141 営業日 月曜日～金曜日 但し祝日及び年末年始を除く 時間は 8:45～17:30 |
| 【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会 | 所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 連絡先 058-275-9825・9826 |

11. 重要事項の説明年月日

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 重要事項説明年月日 | 令和 年 月 日 |
|-----------|----------------------------------|

上記内容について、担当者 _____ は「岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第7条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

上記内容の説明を担当者から確かに受け同意しました。

利用者

住所

電話番号

氏名

_____ 印

利用者代理人 (代理人を選定した場合)

住所

電話番号

氏名

_____ 印